関東地方河川堤防復旧技術等検討会規約

(適用)

第1条 本規定は、国土交通省関東地方整備局が開催する「関東地方河川堤防 復旧技術等検討会」(以下「検討会」という。) に適用する。

(目的)

第2条 検討会は、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災(東北地方 太平洋沖地震)」等により被害を受けた堤防等河川管理施設の被災状況 の検証を行い、被災状況に応じた復旧工法及び出水期に向けた対応の 見直し等について技術的助言を行うとともに、今後の地震対策に資す る知見をとりまとめる。

(委員の委嘱)

- 第3条 検討会の委員は、関東地方整備局長が選定し委嘱を行う。
 - 2. 委嘱期間は平成23年10月31日までとする。

(検討会の組織)

第4条 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(検討会の公開)

- 第5条 検討会の開催については、関東地方整備局ホームページ(以下「地整HP」という)で公表する。
 - 2. 検討会は、原則非公開とする。報道機関等のカメラ撮りは検討会冒頭のみ可能とする。

(資料等の公表)

第6条 検討会配付資料及び議事要旨は、後日地整HPにて公開する。ただし、 個人情報等で公表することが適切でない資料等については、検討会の了 解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第7条 本検討会に係わる事務は、関東地方整備局河川部河川計画課が行う。

(附則)

第8条 本規約は、平成23年4月27日から適用する。